

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 41 回残留農薬部会

日時 : 2009 年 4 月 20 日 (月) ~ 4 月 25 日 (土)

場所 : 北京 (中国)

仮 議 題

1 .	議題の採択
2 .	報告者の選任
3 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4 . (a)	2008 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) からの一般審議事項の報告
(b)	コーデックス残留農薬部会で生じた特定の懸念に対する 2008 年 JMPR の回答
5 .	食品及び飼料における農薬最大残留基準値(MRL)案及び原案 (ステップ 7 及び 4)
6 .	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4)
7 .	残留農薬の分析法に関する検討事項 (作業部会にて検討)
(a)	残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガイドラインの改訂原案 (ステップ 4)
8 .	コーデックスを通じて世界的に調和された MRL の実現
9 .	コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂
10 .	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
11 .	その他の事項及び今後の作業
(i)	マイナー使用及び特定使用に係るコーデックス最大残留基準値の推定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
(ii)	かんきつ類、仁果類、油糧種子及びワイン用ブドウにおける一次加工後の残留農薬の分布の評価に関する討議文書
(iii)	加工食品に対する MRL 策定に関連した加工方法に関する今後の検討 : 原則及び実施に関する勧告
12 .	次回会合の日程及び開催地
13 .	報告書の採択

標記会合と並行して、2009 年 4 月 21 日 (火) に「分析法に関する作業部会」(議題 7 に関連) が開催される予定。

第 41 回残留農薬部会（CCPR）の主な検討議題

日時：2009 年 4 月 20 日（月）～ 25 日（土）

場所：北京（中国）

主要議題の検討内容

議題 5：食品及び飼料における農薬最大残留基準値(MRL)案及び原案

前回会合でステップ 6 または 3 に戻された MRL 案・原案、ならびに、JMPR により新たに勧告された MRL 原案 (CL 2008/39-PR) について、検討が行われる予定である。具体的には以下の物質の MRL 案・原案について検討がなされるものと考えられる。

検討予定品目（ステップ 7）

Carbaryl (008)	Dimethoate (027)	Chlorpyrifos-methyl (090)	Methomyl (094)
Acephate (095)	Carbofuran (096)	Methamidophos (100)	Phorate (112)
Oxamyl (126)	Triadimefon (133)	Prochloraz (142)	Triazophos (143)
Carbosulfan (145)	Cyfluthrin (157)	Flusilazole (165)	Triadimenol (168)
Fenpyroximate (193)	Haloxyfop (194)	Esfenvalerate (204)	Metalaxyl-M (212)

検討予定品目（ステップ 4）

Dimethoate (027)	Diphenylamine (030)	Ethoxyquin (035)	Malathion (049)
Methomyl (094)	Cypermethrins (including alpha- and zeta) (118)	Cyhalothrin (includes lambda-cyhalothrin) (146)	Profenofos (171)
Buprofezin (173)	Tebuconazole (189)	Haloxyfop (194)	Chlorpropham (201)
Imidacloprid (206)	Boscalid (221)	Azoxystrobin (229)	Chlorantraniliprole (230)
Mandipropamid (231)	Prothioconazole (232)	Spinetoram (233)	Spirotetramate (234)
Guazatine (114)			

各基準値案が採用された場合、今後我が国で当該基準値を受け入れることを考慮し、安全性に留意した上で対処したい。

議題 6：食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案

代表作物の選定に関する原則及びガイダンス

本件においては、現在、食品分類のうち、鱗茎野菜（Bulb Vegetables）、ウリ科野菜を除く果菜類（Fruiting Vegetables, others than Cucurbits）、ベリー類及び小果実類（Berries and Small Fruits）、食用キノコ類（Edible Fungi）、柑橘類（Citrus Fruits）、仁果類（Pome

Fruits)、核果類 (Stone Fruits) 並びに油糧種子 (Oilseeds) の食品分類並びに食品群への基準値の外挿のための代表作物 (Representative Commodities) の選定に関する原則及びガイダンス (Principles and Guidance) に関する議論が行われる予定。

特に、代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの策定に関する議論については、前々回会合以来、米国を中心とする電子作業部会において、我が国も積極的に関与しつつ検討が行われてきたところ。

今次会合では、電子作業部会による原則及びガイダンスの原案が提案されるが、加盟国向けのガイダンスとしては未だ不十分な点が見受けられる。策定に当たっては、これまでの JMPR や CCPR の議論を活用すべきと提案するとともに、各国の発言振りを注視しつつ、次回会合において成案を得るべく電子作業部会において作業を継続する旨主張することとしたい。

なお、2008 年 9 月の JMPR においても本件について議論されており、Representative Crops/Commodities は市場価値と残留の特徴の双方を考慮して選ぶべきであるが、市場価値が高いものが必ずしも残留の観点から重要とは言えないこと、Representative Crop と対応する Commodity を選ぶことは、作物残留試験を実施する際に極めて有用であること、JMPR がグループ MRL を設定するときには、確かで十分なデータであれば全ての Commodity のデータを用いる、残留の動態は常に予測できるものでないことから、グループ MRL を設定する際に Representative Commodity の提案は必要でないこと、といった議論がなされている。

議題 7：残留農薬の分析法に関する検討事項（作業部会にて検討）

(a) 残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガイドラインの改訂原案

第 39 回部会以降、農薬の残留に係る結果の不確かさの推定についてのガイダンスを作成してきたところであり、今次会合に向けても IAEA (International Atomic Energy Agency) が中心となって電子作業部会で作業が進められてきた。今次会合でも、このガイダンスの概要を含む討議文書について議論される予定となっている。(同様のガイドラインについては、CCMAS においても討議されているところである。) 本件については、測定結果に伴う不確かさを、基準値に適合しているかどうかを判断する際にどのように活用するかという点に留意しつつ、科学的な原則に基づくとともに、実行可能なガイダンスが作成されるよう対処することとしたい。

議題 8：コーデックスを通じて世界的に調和された MRL の実現

本件は、OECD が中心となって進めている Joint Review の枠組みで実施されている Fluopyram の評価について、各国での農薬登録に先立ち、Codex の MRL を設定するべく JMPR に評価を依頼するパイロットプロジェクトとして作業を進め、この作業を通じ、Codex MRL をいち早く設定することの有用性を評価する旨の提案である。今次会合に提案されたドキュメントによれば、以下に挙げる点が問題点として提起されているものの、いずれも大きな問題ではないと結論づけられているところである。

JMPR のスケジュールが柔軟性に欠けることに起因したデータ提出のタイミングの制約。

JMPR の独立性

登録に係る評価の過程で GAP が変更されたことに伴い、MRL を変更する必要

Codex あるいは JMPR の手続きとの一貫性（各国で農薬登録されている薬剤が評価対象の優先順位に係るルール等との整合性）の欠如。

JMPR の作業の混乱の懸念

本件については、リスク分析の原則に規定されている JMPR の役割や制約要因等を慎重に解析した上で、Codex の原則に沿った進め方とされるよう、各国の発言振りを注視しつつ、対応したい。

議題 9：コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂

本件については、前回会合において電子作業部会が設置され、アルゼンチンが中心となって作業が行われているところである。

本電子作業部会の検討事項として、1) JMPR によって評価される優先リストの規準の見直し、2) 定期的な再評価（Periodic Review）のルールの見直し、及び3) 直近の CCPR において決定されたリスク管理方針（例えば、JMPR の評価結果に対して新たな毒性データ等に基づいて健康影響上の懸念がある場合の手続き（Concern Form）等）をリスク分析原則の付属書に掲載する作業（我が国提案）の実施が合意されている。前二者の作業項目はこれまでの会合で既に合意され、実際に使われているにも関わらず、未だ各国の意見が分かれていることから、作業文書の取りまとめに時間がかかっている。加えて、我が国が提案していた Concern Form の引用などを本編に盛り込む作業についてもまだ十分でないことから、引き続き電子作業部会を設置し、作業を継続する必要がある旨適宜発言したい。

なお、定期的な再評価において「最新のデータが再評価の際に提出されない場合に自動的に MRL を削除する」という項目については、最新の科学データを活用した農薬の再評価を担保するものであり、残留農薬の人への影響を低減するために必要なものであることに留意して対応したい。

議題 10：農薬に関するコーデックス優先リストの策定

2010 年度に評価を行う農薬の数が多いとの懸念があり、一時次年度以降に移す候補をあげるよう CCPR 事務局から依頼があったところ。我が国がノミネートした農薬については、できるだけ早期に評価を希望しているところ、評価が遅延しないよう発言することとしたい。

議題 11：(i) Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンスに関する討議文書

Minor Uses 及び Specialty Crops については、電子作業部会からも質問状が届いたと

ころであるが、現段階までのところ、これらの用語に関する明確な定義は存在しない。

例えば Specialty Crop について生産量や作付面積が規準になったとしても、生産量や作付面積といった数値は、各国により全く異なることが想定されることから、まずはこれらの用語の定義を明確にすることが重要である旨提案するなど、必要に応じ対応したい。